

令和 8 年度事業計画書

(P. 1～16)

社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会

令和 8 年度 事業方針

社会福祉協議会（以下「社協」）は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられています。「住民主体の理念」のもと、地域の福祉課題解決に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指してきました。

現在、国が進める「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備において、社協にはその中核を担う組織として、役割と機能を最大限に発揮することが求められています。これを受け、全国社会福祉協議会の「社協・生活支援活動強化方針（以下、強化方針）」では、深刻な生活課題や社会的孤立に応えるための具体的な事業展開が提示されています。

令和 7 年度の本会は、これまで同様に地域を基盤とした住民支え合い事業の充実を図るとともに、認知症等により判断能力が低下した方々の権利を守る法人後見事業や日常生活自立支援事業に注力してまいりました。また、生活・就労支援センター等の運営を通じ、失業・休業による経済的困窮者への支援にも努めてきました。社会情勢の変化に伴い多様化する相談に対し、関係機関と緊密に連携しながら、課題解決に向けた包括的な支援体制の構築を推進してまいりました。

令和 8 年度においても、本会は地域福祉推進の中核組織として、役職員一丸となって市民の抱える深刻な生活課題や社会的孤立に向き合ってまいります。いわき市地域福祉計画、および本会の「第 4 次地域福祉活動計画」の基本理念である『住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき』の実現に向け、「強化方針」が示す次の項目を重点的に展開します。

【重点項目】

1 あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。特に経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO 団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、地域住民に寄り添いながら解決や予防に向けて取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
- イ 経済的困窮者等への緊急的なサービスの実施

(2) 主な実施事業

- ア 住民支え合い事業
- イ 住民支え合い活動づくり事業（市受託事業）
- ウ ボランティア活動センター・災害ボランティアセンター常設運営
- エ 生活困窮者自立相談支援事業 生活・就労支援センターの運営（市受託事業）
- オ 生活困窮者生活サポート事業
- カ 就労体験事業
- キ 福祉総合相談事業
- ク 生活支援相談員等配置事業（県社協受託事業）
- ケ 支え合い福祉マップ作成事業
- コ 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- サ 生活資金貸付事業
- シ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- ス 産前・産後ヘルパー派遣事業（市受託事業）
- セ いわき市子育て世帯ヘルパー派遣事業（市受託事業）

2 地域のつながりの再構築

民生委員・児童委員及び社会福祉施設（法人）との連携のもと日常生活圏域（行政区・自治会、小学校区等）を単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア活動センターの取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体と協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、ひとりも取り残さない地域づくりを進めます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 住民福祉活動の基盤としての第2層協議体の運営及び第3層協議体の支援
- イ 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成

(2) 主な実施事業

- ア 住民支え合い事業
- イ 住民支え合い活動づくり事業（市受託事業）
- ウ つどいの場創出支援事業（市受託事業）
- エ ボランティア育成研修会・連絡会
- オ サマーショートボランティアスクール・青少年福祉体験学習事業

3 相談・支援体制の強化とアウトリーチの徹底

日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動、被災者支援事業、福祉総合相談事業など幅広く地域住民の多様な生活課題を受け止め、行政や関係機関と連携を図りながら解決に努めます。また、アウトリーチを徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりと組織内横断の相談支援体制づくりに取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 生活困窮者自立相談支援事業や日常生活自立支援事業、被災者支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の強化
- イ 組織内横断のケース検討会の実施
- ウ 成年後見（法人後見）事業の実施

(2) 主な実施事業

- ア 生活困窮者自立相談支援事業 生活・就労支援センターの運営（市受託事業）
- イ 日常生活自立支援事業 あんしんサポート（県社協受託事業）
- ウ 成年後見（法人後見）事業
- エ 生活困窮者生活サポート事業
- オ 福祉総合相談事業
- カ 生活支援相談員等配置事業（県社協受託事業）
- キ 生活資金貸付事業
- ク 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

4 行政とのパートナーシップ

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政と連携強化を図ります。

また、実施期間延長となった第4次地域福祉活動計画の点検・評価を基に第5次地域福祉活動計画の策定を図るとともに市の地域福祉計画と一体的な取り組みをすすめる行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 担当部門を越えた行政との連携強化
- イ 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画の点検・評価
- ウ 権利擁護等に関する行政との取り組み強化

(2) 主な実施事業

- ア 第5次地域福祉活動計画策定事業

令和 8 年度事業計画

基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」

基本目標 1 共に生きる社会をつくるために

地域社会経済の変容等を背景として、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

地域共生社会を実現するために、高齢者、障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての住民が繋がりを育み、さまざまなバリア・障壁などの解消・軽減に努め、共に理解し支え合う社会を創るための取組みを推進します。

基本計画 1－1 本人の意思の尊重

(1) 意思の尊重（自己決定権の尊重）

自己決定権の尊重を本会における福祉活動の基本とし、すべての相談援助者及びサービス担当者は、本人の意思を尊重し、その実現に向け支援します。

本人は、どこでどのように暮らすことを望んでいるか、最も安らぐ環境とはどういうものか、将来を見据えた時に今取り組むべきことは何かなど、本人の現在とこれからについて、本人の声に耳を傾け、本人の立場で考え、可能な限りその実現の支援に努めます。

(2) 意欲の尊重

自己決定権の尊重と同様、意欲の尊重を本会における福祉活動の基本とし、支援に際しては、本人のできること、したいことを見極め、最大限尊重する必要があります。

本人の嗜好や生活のペース、ADL（日常生活動作：食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動）などを把握しながら支援します。

基本計画 1－2 子ども・子育て支援の充実

(1) 安心して子どもを産み育てる環境整備

育児負担の軽減と親子の孤立防止を目的に、子育てに関する相談や情報提供を行う場として、子育てサロンなどの居場所づくりを進め、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備に取り組みます。

また、支援が必要な子どもや家庭に対し、きめ細やかな相談対応や継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携・協働しながら、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などに取り組み、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりに努めます。

<主な事業>

- 子育てサロン事業
- 地域子育て支援事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- 生活困窮者生活サポート事業
- 産前・産後ヘルパー派遣事業
- いわき市子育て世帯ヘルパー派遣事業

基本計画 1－3 高齢者福祉の充実

(1) 健康づくり・介護予防の推進

地域における健康づくり・介護予防の推進には、共助・公助（フォーマルサービス）に加え、自助・互助といった住民主体の取り組み（インフォーマルサービス）の拡大・定着させることが重要であり、中長期的な視点を持ちながら、住民支え合い活動などの取り組みを推進し、健康増進に努めます。

(2) 介護人材の確保・育成等

今後、認知症高齢者、高齢者のみ世帯等の増加が見込まれ、令和7年には、全国で約38万人の介護人材が不足するとの見通しから、介護ニーズの高度化・多様化に対応することができる介護人材の確保及び介護サービスの質の向上が図られるよう、積極的に介護実習生等の受け入れを行うほか、市民向けに介護技術等の習得を目的とした講座を開催し、介護人材の確保及び育成を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 各種事業の開催（介護予防教室・介護技術講座等）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 福祉人材センター協力指定事業
- 介護保険（在宅サービス）事業

基本計画 1－4 障がい者福祉の充実

(1) 障がい者に対する理解・合理的配慮の推進

地域、職場、学校等において障がい者への理解を深め、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市民への意識啓発を行い、福祉のまちづくりを推進します。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

地域において障がいや疾病等を抱える方が安心して暮らすために、必要とする福祉サービスを安心して利用できるよう、関係機関と連携・協働しながら、各種サービスの内容を充実させるとともに、安定的にサービスを提供できるよう支援します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業

- 車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業
- 介護保険（在宅サービス）事業
- 障がい福祉サービス事業
- 身体障がい者訪問入浴サービス事業
- 当事者団体活動助成事業（市盲人福祉協会・市腎臓病患者友の会）

基本計画 1－5 生活困窮者対策の充実（所得、就労、住居など）

（１）生活困窮者（世帯）自立支援（総合相談）の推進

生活困窮者が抱える課題を解決するため、「いわき市生活・就労支援センター（市受託）」を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など、本人の状態に応じた自立を支援する取り組みを進めます。

また、経済的支援が必要な世帯（低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯、失業者世帯）への支援として、生活資金貸付事業や生活福祉資金貸付事業を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

（２）制度の狭間にある方への支援

ひきこもり、認知症高齢者の徘徊、セルフネグレクト（いわゆる「ゴミ屋敷問題」等）など、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」にある方の支援が課題となっており、問題を抱える方や家族が早期の相談支援につながるよう、関係機関と連携・協働し、地区保健福祉センターや地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と、地域ぐるみで見守り、支援する体制の整備を進めます。

＜主な事業＞

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 福祉総合相談事業
- 生活困窮者生活サポート事業
- 就労体験事業
- 児童養護施設歳末支援事業
- 歳末生活困窮世帯子ども健全育成事業（旧：七五三お祝い支援事業）
- クリスマス支援事業
- 親子ふれあいバスハイク事業
- 生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業）
- 生活資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業
- 法外援護事業
- 調査研究事業

基本計画１－６ 社会的孤立対策の充実（自殺、ひきこもり、犯罪者の社会復帰など）

（１）誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所づくり

人口減少、少子高齢化、単身世帯やひとり親世帯の増加等により、日常の困りごとや不安などを気軽に打ち明けられる機会が少なくなっております。

地域の誰もが気軽に参加でき、交流や結びつきを深めることのできる子育てサロンやつどいの場などの実施を通して、各種情報の提供や声かけにより、社会とのつながりが出来るよう支援する取り組みを進めます。

＜主な事業＞

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- コミュニティプレイスおがわ（仮）（小川）（新規）
- 就労体験事業
- 子育てサロン事業
- 生活支援相談員等配置事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）

基本計画１－７ 多文化との共生

（１）多文化との共生

国籍や民族など異なる文化を持つ人々が抱える問題として、住宅への入居拒否、低賃金・長時間労働・社会保険未加入など労働環境の問題、子どもの不登校、不就学問題、言葉による孤立などがあります。

言葉や文化の壁を超えて共に理解し、尊重し合いながら生活を送れるよう、多様な関係者との連携を図り、地域内における住民同士の繋がりの中で、不安や悩みを解消できるよう支援に努めます。

また、国籍、年齢、性別、障がいの有無等関係なく、全ての人が安心して快適に生活することができるよう、ユニバーサルデザインの推進を担う人づくりに努めます。

＜主な事業＞

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業

基本目標 2 支え合い、誰もが安心できる地域をつくるために

単身世帯の増加や高齢化の進行により、地域社会のつながりが減少しつつあることが、災害や犯罪への対策、移動手段や住まいの確保などに影響を及ぼしています。

支え合い、誰もが安心できる地域をつくるために地域福祉活動を推進する担い手の育成、活動しやすい体制づくりを進めます。また、市民や行政、事業所等が連携を図り、地域での生活基盤の安全・安心の確保に努めます。

基本計画 2-1 福祉意識の醸成

(1) 住民意識啓発の推進

障がいの有無、性別・年齢・国籍等に関わらず、お互いに理解し尊重し合い、地域の一員であることを地域全体で認識できるよう、人権意識や男女共同参画意識に関する意識啓発を行い、ボランティア活動や地域福祉活動への参加を呼びかけ、地域で暮らす誰もが活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 福祉教育の推進

市内の各学校等において、児童・生徒を対象に、青少年福祉体験学習等を実施し、一人ひとりが自分自身を見つめ、理解したうえで、他者への思いやりを持てるよう福祉の意識を育むための取り組みを進めます。

また、幅広い年代を対象に、福祉をテーマとした講座等を開催し、福祉問題や生活課題への関心を高めるとともに、それらの解決に向けて、自らがボランティア活動や地域福祉活動の実践者となるよう働きかけを行います。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 住民支え合い推進交流会（内郷）（改編）
- 各種事業の開催（ボランティア活動育成・世代間交流等）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- 各種大会への参加
- 広報紙発行事業

基本計画 2-2 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉の担い手づくり

制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がっていく中で、地域福祉活動に関わる新たな人材の発掘・育成に取り組むことにより、地域で暮らす人々への関心を高め、お互いを思いやり、助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

(2) 地域福祉活動への参加を促進する環境づくり

住民支え合い活動やボランティア活動に関する情報を広報紙やホームページ等を活用して発信し、地域福祉活動への参加意欲を高めます。

地区協議会を基盤として、住民と共に多様化する福祉ニーズや地域課題への解決に取り組みながら、自らの地域は自らが支えていく意識の啓発を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 住民支え合い推進交流会（内郷）（改編）
- 各種事業の開催（地域サポーター養成講座・住民支え合い活動連絡会等）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 広報紙発行事業

基本計画 2－3 福祉ボランティア活動などの推進

（１）ボランティア活動の育成と支援

若い時代からボランティア活動への興味関心を育むため、定期的に学校や職場、地域等に向けてボランティア活動の情報発信に努めます。

また、積極的にボランティア相談の受け付けを行い、ボランティア活動に参加するきっかけづくりを進めます。

災害時には災害ボランティアセンターを運営し、速やかに被災者や被災地域の支援ニーズを把握するとともに、市内外からのボランティア受け入れと活動調整を行います。

（２）地域活動団体への支援

老人会や婦人会、住民支え合い活動実践団体（第３層協議体）等、地域コミュニティの活性化に取り組む団体を支援し、地域や社会との繋がりの中で、住民同士が支え合い安心して暮らすことができる地域づくり活動を支援します。

（３）活動資金の確保

ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の活動を支援するため、いわき市ボランティア基金や共同募金会が実施する赤い羽根共同募金、その他民間助成金等の案内や情報提供等を行い、活用を促します。

また、各団体の会員等の資質向上を図るための研修会や大会等への参加促進を図るため、福祉活動支援バスの借上げ助成を行います。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 各種事業の開催（ボランティア活動育成・ボランティア連絡会等）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 福祉活動支援バス借上げ助成事業
- 広報紙発行事業
- ボランティア活動センター・災害ボランティアセンター運営事業
- ボランティア基金運営事業（いわき市ボランティア活動助成事業）
- 年末年始 地域ささえあい助成事業
- 赤い羽根共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進

基本計画 2－4 見守り支援体制の整備

(1) 見守り支援体制の充実

多様な要因による社会的孤立を防止するため、要支援者や子育て世帯、災害による被災者等、見守りと支援が必要な方々を早期に発見し、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域包括支援センター等、関係機関との連携・協働により、早期の相談支援へつながるよう体制整備を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 各種事業の開催（高齢者友愛訪問・夕食宅配サービス等）
- 子育てサロン事業
- 生活困窮者生活サポート事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- 支え合い福祉マップ作成事業
- 生活支援相談員等配置事業
- 行政嘱託員（区長）連合協議会・民生児童委員協議会との合同連絡会

基本計画 2－5 虐待防止体制の充実

(1) 虐待未然防止、早期発見

育児・介護従事者が抱える負担を軽減できるよう、子育てサロンや家族介護教室等を実施し、地域の経験者や同様の悩みを持つ方たちと情報共有できる場づくりを進めるとともに、要支援世帯等へ定期的な訪問を行い、相談支援体制の強化を図ります。

また、関係機関と連携しながら、虐待（児童、高齢者、障がい者）やDV（配偶者等）に関する知識の普及・啓発を図り、虐待の未然防止又は早期発見に努めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 各種事業の実施（介護者友愛訪問・在宅介護者支援等）
- 子育てサロン事業
- 生活困窮者生活サポート事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- 介護保険（在宅サービス）事業
- 産前・産後ヘルパー派遣事業
- いわき市子育て世帯ヘルパー派遣事業

基本計画 2－6 相談・支援機関のネットワーク強化

(1) 包括的な相談支援体制の整備

多様化する地域課題や困りごとの相談に対応するため、心配ごと相談や無料法律相談等を実施し、住民が抱えるあらゆる相談を受付け、金銭問題や住宅問題等、複数の問題を有する場合は、相談支援機関との連携・協働により、課題解決に向けた支援を行います。

<主な事業>

- 福祉総合相談事業
- 子育てサロン事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- 生活困窮者生活サポート事業
- 生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業）
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業
- 生活支援相談員等配置事業
- 車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業
- 介護保険（在宅サービス）事業

基本計画 2－7 避難行動要支援者支援制度の充実

(1) 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備

避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者に関する情報を共有し、日頃からの支え合いや災害時の迅速な避難誘導に繋げるよう、地域全体として災害発生に備えた避難行動計画の取りまとめや、自主防災会等を中心とした避難訓練の実施、災害・避難情報の確実な伝達方法を検討するなど、防災意識の醸成を進めます。

(2) 避難行動要支援者マップ作成事業

避難行動要支援者や日常的に支援を要する方の所在地、避難所の場所、周辺の活用可能な社会資源、避難方法等を標記したマップ（地図）の作成を通して、避難行動要支援者の避難方法を検討するなど、地域住民が支え合い、支援する仕組みづくりを進めます。

(3) 福祉避難所の運営支援

一般の指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所に対して、市との協定に基づき、介護職員等の派遣をするなどその運営を支援します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 支え合い福祉マップ作成事業
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業

基本計画 2－8 防犯対策の充実

(1) 市民による自主的な防犯活動の推進

いわき市防犯まちづくり推進条例の「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」との基本的認識に立ち、住民同士がお互いに見守り合う意識を高めるとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や障がい者等を対象に、緊急連絡カード（兼）救急医療情報キットの配備を促進し、安心・安全に暮らすことができる地域づくりを進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 支え合い福祉マップ作成事業
- 業緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業

基本計画 2－9 交通移動手段や住まいの確保

(1) 生活支援の創出

生活支援や交通の移動手段、住まいの確保を必要とする低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等が安心して生活できるよう、相談支援機関との連携・協働により、課題解決に向けた支援を行います。

また、高齢者等が抱える不安や孤独、生活上の困りごとの解消を図り、行政区等や支所（平地区含む）を単位に、住民支え合い活動を展開し、支え合いサポーターによる「ゴミ出し」「電球交換」「草引き」「買物代行」等を実施し、引き続き、新たな生活支援ニーズや地域課題を把握したうえで、必要な生活支援サービスの充実を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業

基本計画 2-10 権利擁護・成年後見の充実

(1) 権利擁護支援体制の強化

福祉サービスの多くは利用者との契約に基づき提供されております。

認知症高齢者や、障がい者等が地域で安心して生活できるよう、それぞれの判断能力の程度や生活状況を踏まえたうえで、本人の意思決定を尊重し、より良い生活の実現に向けた支援に努めます。

(2) 成年後見制度の普及・啓発

判断能力が低下した場合に適切な制度利用へつながるよう、判断能力が十分なうちに成年後見制度を理解してもらうよう、パンフレットの配布等により、普及・啓発を図ります。

(3) 女性の権利擁護

女性が社会的又は家庭的に阻害される恐れのある問題や女性の持つ生活上の問題を発見した際には、早期に生活の援護、更正等が図られるよう、市女性相談員や家庭相談員、関係機関等と連携し、問題解決の支援に努めます。

(4) 子どもの権利擁護

子どもは、誕生した時から家族の大切な一員であると同時に、地域社会にとっても次世代を担うかけがえのない存在であります。

ひとりの人間としてその人権が尊重されるよう、子育てに関する不安や悩みを抱える世帯を発見した際には、子育てコンシェルジュや保健師、関係機関等と連携し、問題解決につなげます。

<主な事業>

- 福祉総合相談事業
- 生活困窮者生活サポート事業
- 生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業）
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業
- いわき市子育て世帯ヘルパー派遣事業

基本目標3 健康で自分らしい暮らしをつくるために

人生 100 年時代を迎えています。誰もが心身ともにすこやかで、生きがいを持ち、活躍の機会の創出が求められています。

自分らしい暮らしをつくるために、自らの健康づくりを進めるほか、病気になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように保健医療体制の充実に努めます。

また、誰もがいきいきと生活できるように、就労、文化、スポーツなど保健以外の様々な分野との協働による環境整備に努めます。

基本計画 3－1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり支援のための環境整備

健康づくりに対する意欲を高めるため、個人の健康についての意識啓発と、健康づくりに関する自主的な活動を行う個人・団体等が生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、活動を支援する取り組みを進めます。

(2) ライフステージに応じた健康づくり

高齢期における日常生活の自立や、社会生活機能を維持させるためには、子どもの頃からの食育やより良い生活習慣の定着、働く世代の健康意識の向上を図ることが重要であり、自主的な健康づくり活動への参加を促します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 子育てサロン事業
- 各種事業の実施（地域健康増進活動等）
- 百歳賀寿の実施

基本計画 3－2 保健医療体制の充実

(1) 医療介護の連携

令和 7 年には、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となる超高齢化社会を迎えます。

継続的な医療と介護サービスを必要とする方が増加すると見込まれることから、誰もが住み慣れた地域で、最後まで自分らしく暮らし続けることができるよう、保健・医療機関との連携を強化し、最適な介護サービスの提供に努めることにより、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

<主な事業>

- 介護保険（在宅サービス）事業
- 障がい福祉サービス事業
- 身体障がい者訪問入浴サービス事業

基本計画３－３ 産業、教育など保健福祉以外の様々な分野との協働

(１) 保健・福祉以外の様々な分野との協働

地域における様々な福祉問題や生活課題に対応するため、福祉関係者はもとより、保健・医療、教育、企業等の他分野と連携・協働しながら、地域内で困りごとを抱えたまま孤立することのないよう早期発見解決を図ります。

また、災害が発生した際には、いわき青年会議所との防災協定に基づき、支援体制を迅速に整え、被災者・被災地域の支援に取り組みます。

(２) 社会参加しやすい環境づくり

地域や社会とのつながりを維持していくためには、「学ぶ」、「働く」、「趣味」、「地域貢献」等、様々な機会を通して、人々が交流していくことが必要であります。

誰でも気軽に地域活動や行事に参加できるきっかけづくりを通し、新たな地域福祉活動の実践者となれるよう、支え合いの仕組みづくりを進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- コミュニティプレイスおがわ（仮）（小川）（新規）
- 各種事業の実施（青少年地域交流・児童福祉スクール等）
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- 各種大会への参加
- ボランティア活動センター・災害ボランティアセンター運営事業

社会福祉協議会の組織運営

地域福祉を推進する中核的な団体として「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」を推進することを使命として、地域福祉への住民参加による活動を推進します。

(1) 組織体制

公共性の高い社会福祉法人として、透明で公平な事業に係る意思決定や事業運営を行います。

- 理事会・評議員会の開催
- 監査の実施
- 各種専門委員会の開催
- 地区幹事会・福祉推進会の開催
- 福祉推進委員等役員研修の実施

(2) 財源および財務運営

会費・寄付金・共同募金配分金・基金財源などの「民間財源」、補助金・委託費などの「公費財源」、介護報酬・社会福祉センター経営などの「事業収入財源」を財源として運営するとともに、効率的事業推進により安定的な財務運営に努めていきます。

- 会員会費の推進
- 共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進
- ボランティア基金の運営
- 補助・受託事業の実施
- 介護保険事業の実施
- いわき市社会福祉センターの管理・運営

(3) 職員体制および職員研修

事業を推進するうえで適切な職員体制をとるとともに、事務事業の実践能力や専門性の向上が、市民サービスの向上と組織の活性化に直結することから、職務を通じた研修やテーマごとの研修を実施します。また、全国社会福祉協議会や福島県社会福祉協議会等の様々な団体が実施する研修会や講習会へ職員を派遣するなど、計画性と継続性をもって職員の資質向上を図っていきます。

- 計画的な職員の採用
- 職員の資格取得の奨励
- 職場内研修の実施
- 職場外研修の実施

